

議案第 86 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 10 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 3. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化および地域	(1) 町道 道路	大瀬本泉線、神倉線、高橋本線 道路改良 (前計画残) (L=1,200m W=3.5~6.5m)	町
		吉田本線 道路改良 (L=389m W=4.0m)	町
		山田中央、山田下荘線 道路改良 (L=1,655m W=6.0m)	町
		西小鹿岩本線 道路改良 (L=1,677m W=4.0m)	町
		赤松本泉線 道路改良 (L=3,200m W=4.0m)	町
		井土線 道路改良 (L=328m W=3.5m)	町
		実光神倉線 法面改良 (L=8,563m W=7.5m)	町
		高清水高原線 道路、法面改良 (L=2,152m W=7.5m)	町
		若杉線 道路改良 (L=1,378m W=4.0m)	町
		恋谷線 道路改良 (L=1,585m W=4.0m)	町
		福本本線 道路改良 (L=1,886m W=4.0m)	町
		粟谷線 道路改良 (L=1,059m W=4.0m)	町
		株湯線 道路改良 (L=586m W=4.0m)	町
		大谷線 道路改良 (L=4,040m W=4.0m)	町
		笏賀本線 道路改良 (L=160m W=4.0m)	町
		桜ヶ丘線 道路改良 (L=180m W=4.0m)	町
		牧本線 道路改良 (L=360m W=6.0m)	町
		堂ノ前線 道路改良 (L=280m W=5.0m)	町
		本泉中央線 道路改良 (L=110m W=4.0m)	町
		片柴線 道路改良 (L=520m W=3.0m)	町
	(1) 町道 橋りょう	橋りょう改良事業	町
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業	町
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面、防護柵改良事業	町
		林道波関俵原線 法面、防護柵改良事業	町
		林道福吉木地山線 法面改良事業	町
		林道南三朝線 法面改良事業	町
		県営林道開設事業負担金(波関俵原線、俵原中津線、富海福山線)	県

(6) 電気通信施設等 情報化のための施設	超高速通信網整備事業（CATV）	町
(9) 道路整備機械等	除雪機械の整備（2t・4t・8t車）	町
	乗用式小型除雪機の整備（5台）	町
	歩道除雪機の整備（10台）	町
(11) 過疎地域自立促進特別事業	遠距離通学費補助事業 内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。 必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。 効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。	町
	若者等定住助成事業 内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。 必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。 効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。	町
	道路施設点検事業 内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検など）を実施する。 必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物などの老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。 効 果：計画的に点検、修繕などを行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。	町

計画中 7. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小学校校舎整備事業	町
		小学校屋内運動場整備事業	町
		小学校水泳プール整備事業	町
		小中学校空調設備設置事業	町
		調理センター整備事業	町
		その他施設（放課後児童活動拠点施設）	町
	(3) 集会施設、体育施設等	賀茂地域拠点活動施設整備	町
		みささ村地域拠点活動施設整備	町
		地域活動拠点再整備（東小・南小跡地）	町
		社会体育施設整備（長寿命化） （武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場）	町
		多目的スポーツ広場整備	町
		テニスコート・野球場トイレ整備	町
		図書館整備事業（長寿命化）	町
		多目的展示施設整備（長寿命化）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（長寿命化）	町
		多目的研修会施設整備（高勢・小鹿耐震化）	町
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・パン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中において、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町
		複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。	町
		少人数学級加配教員配置負担金 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：少人数学級が確保され、児童が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域における教育の向上および定住化を図ることができる。	町